

改正案	現行
<p>（金融関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準）</p> <p>第十三条 規則第七十条第二項第八号に規定する主務大臣等の定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号の特定金銭債権が、商工組合中央金庫又はその子会社が合算して、基準議決権数（法第四十条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超える特定会社の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）を取得し、又は保有している商工組合中央金庫又はその子会社である保険会社から当該特定会社が取得した債権であること</p>	<p>（金融関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準）</p> <p>第十三条 規則第七十条第二項第八号に規定する主務大臣等の定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号の特定金銭債権が、商工組合中央金庫又はその子会社が合算して、基準議決権数（法第四十条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超える特定会社の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）を取得し、又は保有している商工組合中央金庫又はその子会社である保険会社（以下この条において「商工組合中央金庫等」という。）から当該特定会社が取得した債権又は買取会社（規則第七十条第一項第二十四号に規定する買取会社をいう。）が商工組合中央金庫等から買い取った不動産担保付債権であつて、特定会社が当該買取会社から取得した債権であること。</p>

2・3 (略) 三丁五 (略)

2・3 (略) 三丁五 (略)